

| | | |
|--------------------------|---|----|
| 早い時期での就職活動を促すことについて | … | 1 |
| 試験と実務経験の位置関係について | … | 2 |
| 実務経験（業務補助等）について | … | 3 |
| 公認会計士登録の仕組みについて | … | 4 |
| 資格登録と監査登録について | … | 5 |
| 実務補習と修了考査について | … | 6 |
| 国家試験の範囲について | … | 7 |
| 現行試験及び旧試験の各段階における合格率について | … | 8 |
| 試験の各段階における通過率について（例示） | … | 9 |
| 試験科目等について | … | 10 |
| 主な試験科目免除制度について | … | 11 |
| 試験の実施方法について | … | 12 |
| CPEについて | … | 13 |
| CPEの単位数について | … | 14 |

早い時期での就職活動を促すことについて

現行制度

短答式

論文式

就職

登録

平均合格年齢
25.8歳

旧制度

2次試験

会計士補

就職

3次試験

平均合格年齢
25.7歳

他のパターン

一段階目の試験

大学・大学院
卒業時点

途中段階での
何らかの資格

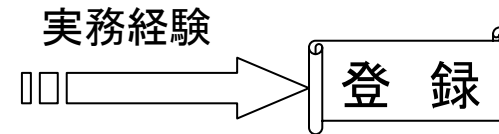
就職

二段階目の試験

試験と実務経験の位置関係について

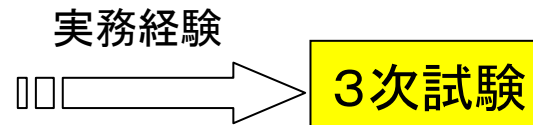
現行制度

〔登録の要件〕



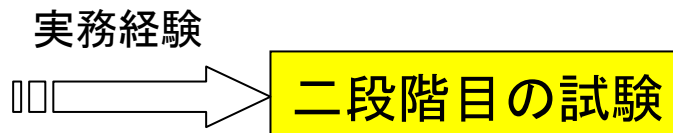
旧制度

〔3次試験の受験要件〕



他のパターン

〔二段階目の試験の受験要件〕



実務経験(業務補助等)について

現 状

論 点

業務補助(監査の実務経験)

【法令要件】

1年につき2以上の法人(金商法監査又は会社法監査の場合には1社で可)の財務書類の監査又は証明業務を対象として行わなければならない。

実務従事(産業界における実務経験)

【法令要件】

- ①国又は地方公共団体において、国若しくは地方公共団体又は資本金5億円以上の法人の会計に関する検査若しくは監査又は国税に関する調査若しくは検査の事務
- ②銀行、保険会社、無尽会社等において、貸付け、債務の保証その他これらに準ずる資金の運用にする事務
- ③資本金5億円以上の法人において、原価計算その他の財務分析に関する事務

【適用事例】

(所属企業の資本金5億円以上)

- ・有価証券やデリバティブなど金融商品に関する決算や金融商品のリスク管理
- ・自社やグループ会社の予算実績管理や経営改善
- ・海外関連会社や海外支店の業績把握(実績や予算管理)
- ・経営戦略の一環として行う新規事業の事業計画や収支計画の策定
- ・経営戦略の意思決定のための自社事業部や同業他社(資本金5億円以上)の財務分析
- ・自社株式公開のための各種申請書類作成、予算作成、財政状態・リスク情報分析や原価計算
- ・企業(資本金5億円以上)の内部統制に関するコンサルタントサービス

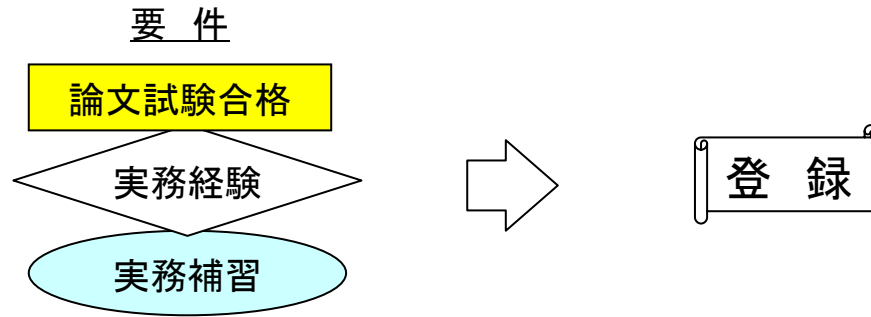
(所属企業の資本金5億円未満であるが財務分析の対象企業の資本金5億円以上)

- ・証券アナリストとしての企業の財務分析や企業評価
- ・親会社の経理業務の委託を委託された子会社での業務
- ・コンサルタント会社における企業の価値算定
- ・税理士事務所から派遣された企業における決算

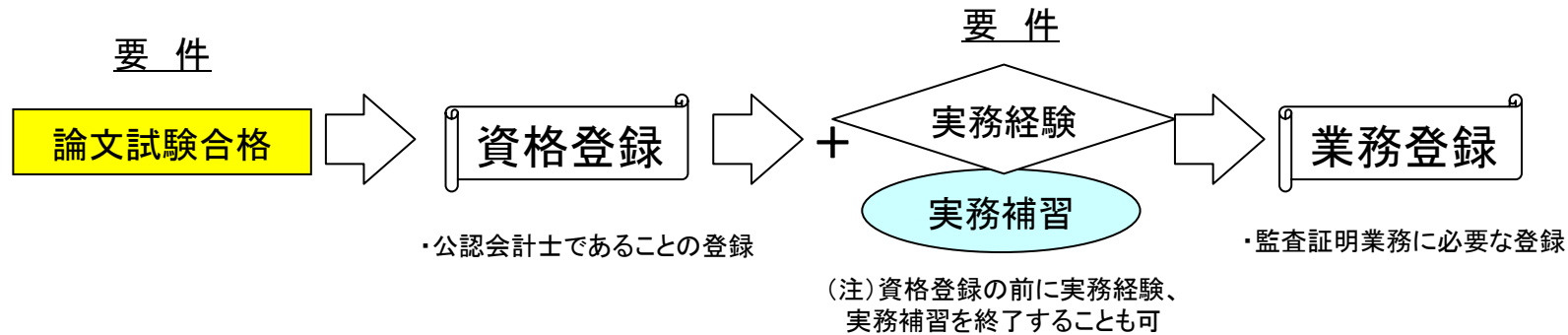
- ・5億円の資本金要件をどうするか。
- ・現在、実務従事として認めていない業務で、認められるものはあるか。
例えば、財務諸表を全く扱わない業務についてどう考えるか。
- ・実務従事として認められるか否かについての予見可能性をどのように確保するか。
- ・実務従事として認められるか否かの審査を行うに当たり疎明書類をどのように位置付けるか。

公認会計士登録の仕組みについて

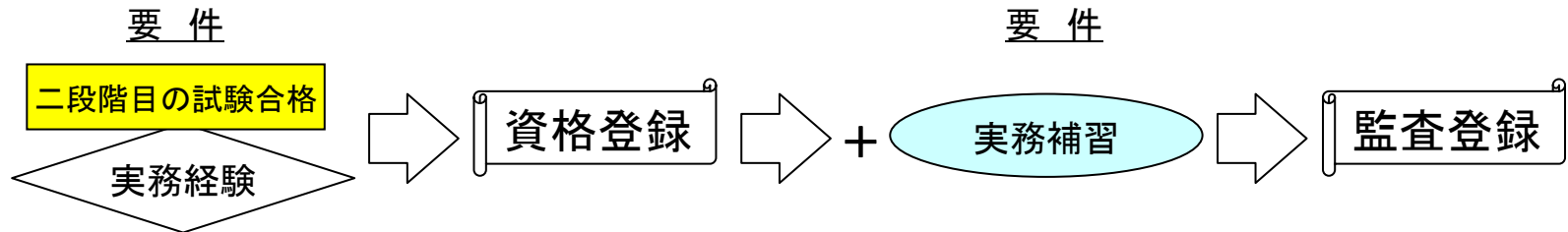
現行制度
(旧制度も同様)



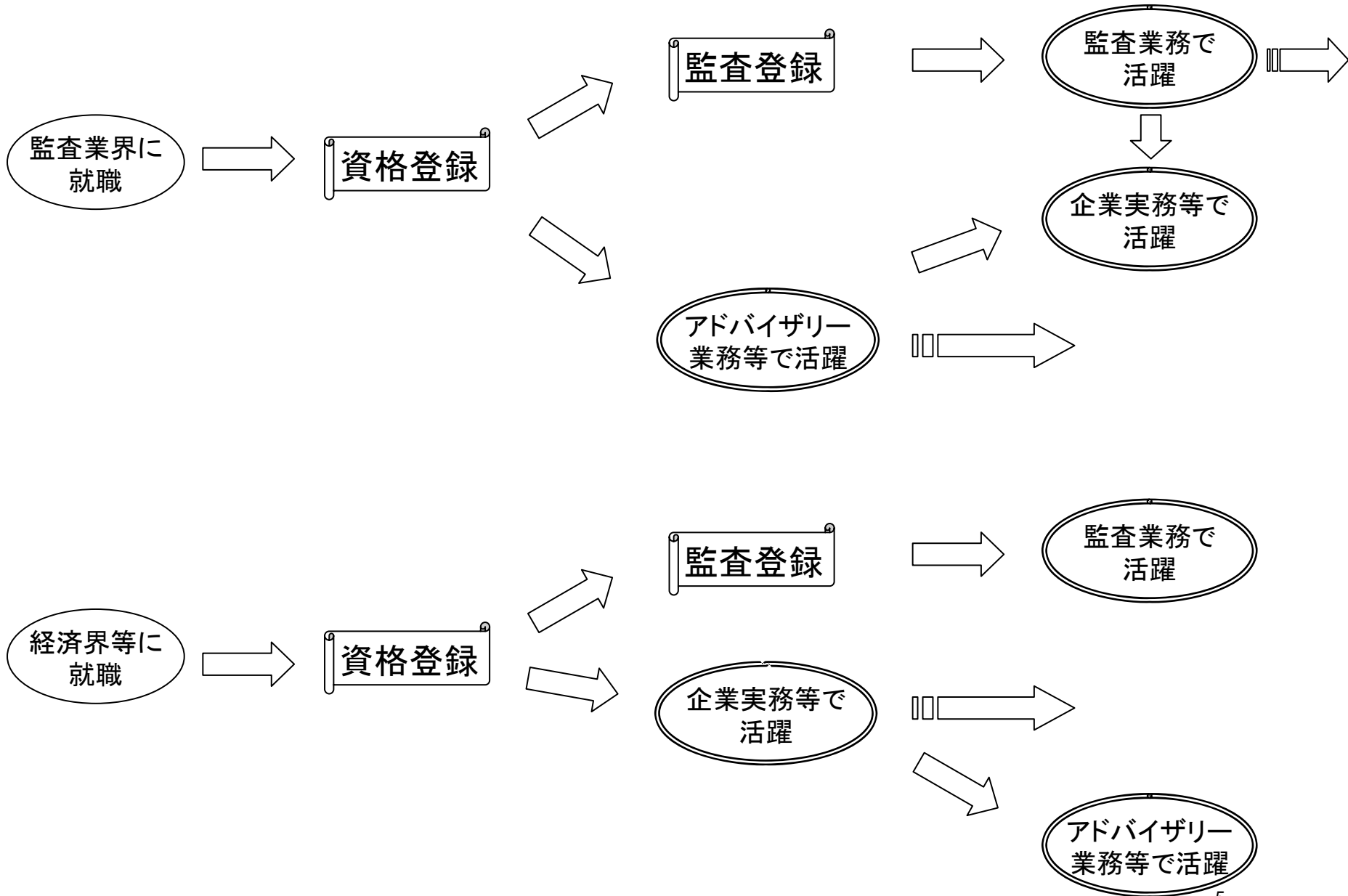
平成15年改正時に
議論された制度



他のパターン



資格登録と監査登録について



実務補習と修了考査について

概 要

【実務補習】

学習内容(270単位以上取得)

| | |
|--------|---------|
| 監査実務 | (102単位) |
| 税実務 | (78単位) |
| 会計実務 | (72単位) |
| 経営・IT | (72単位) |
| 法規・倫理等 | (63単位) |

学習方法(270単位以上取得)

| | |
|----------------|----------|
| 講義 | (285単位) |
| e-ラーニング | (54単位) |
| ディスカッション・ゼミナール | (24単位) |
| 宿泊研修 | (24単位) |
| 考査・課題研究 | (10回・6回) |

(注)一般教養科目はない。

期 間

3年間(1年目70%、2年目20%、3年目10%)。

ただし、実務経験のある者は1年間に期間短縮可能。

【修了考査】

科 目

監査実務
税実務
会計実務
経営・IT
法規・倫理

合格率

70%(年1回実施)

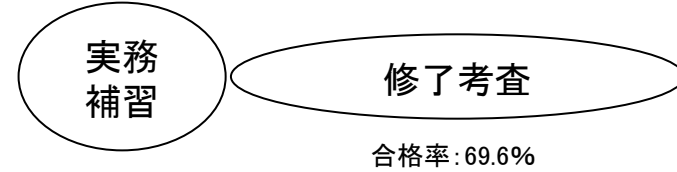
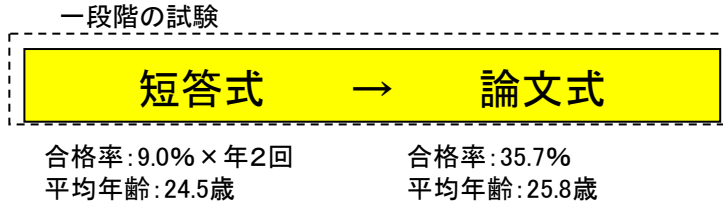
(注)出題範囲は実務補習所での学習内容に限らない。

論 点

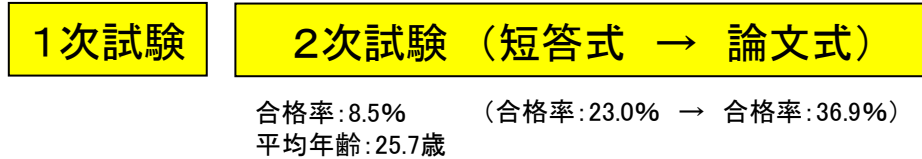
- 働きながらも履修可能な実務補習にする観点から、以下の点をどう考えるか。
 - － 登録に不可欠な能力で、試験、実務経験、CPE等でカバーし切れない分野は何か。
 - － 監査実務や税実務に特化することをどう考えるか。
 - － カリキュラム編成や期間の柔軟性、e-ラーニング増大について
- 修了考査(又は第三段階目の試験)の目的は、登録できる者の選抜か、実務補習の履修状況確認や実効性の担保か。
- 修了考査を旧制度のように国家試験とすることについてどう考えるか。
- 国際教育基準への対応の観点から、大学等高等教育機関での一般教養科目の履修を実務補習の修了要件とすることが適当ではないか。

国家試験の範囲について

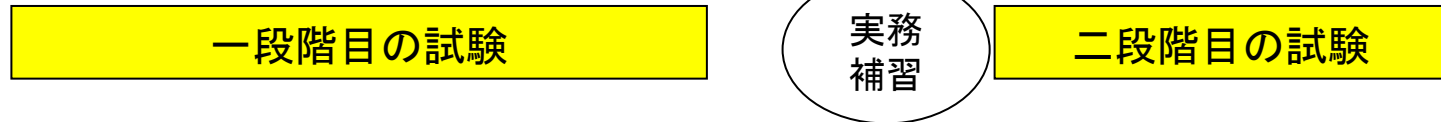
現行制度



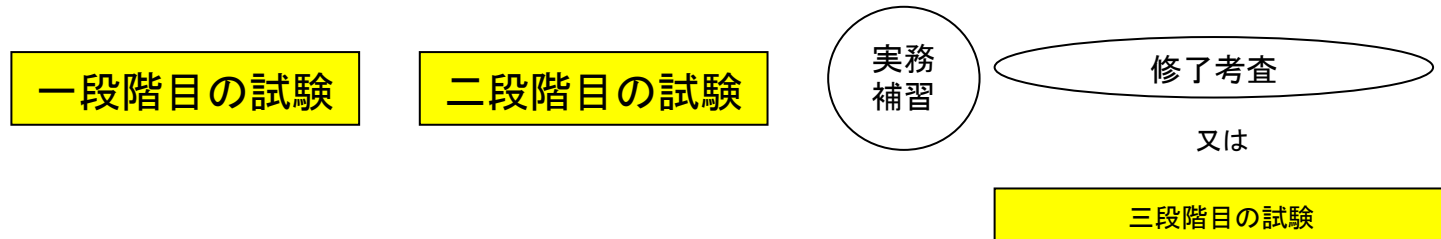
旧制度



他のパターン①



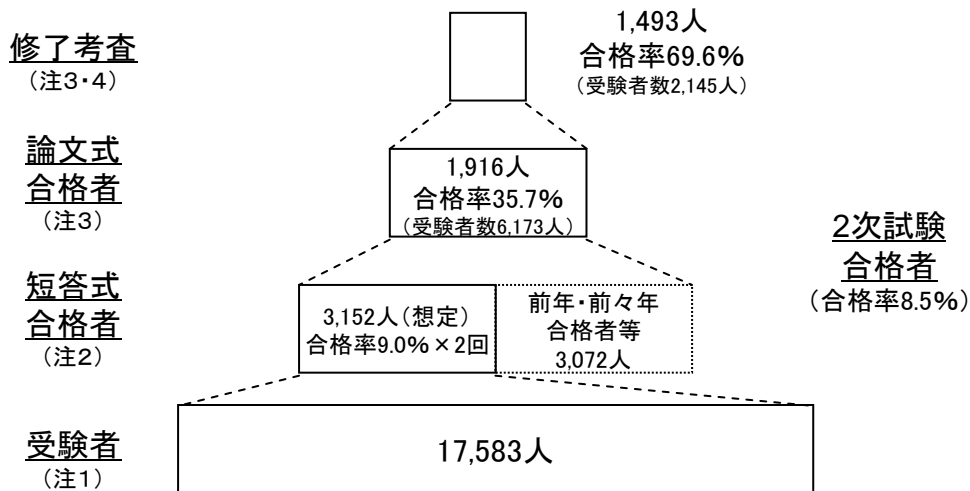
他のパターン②



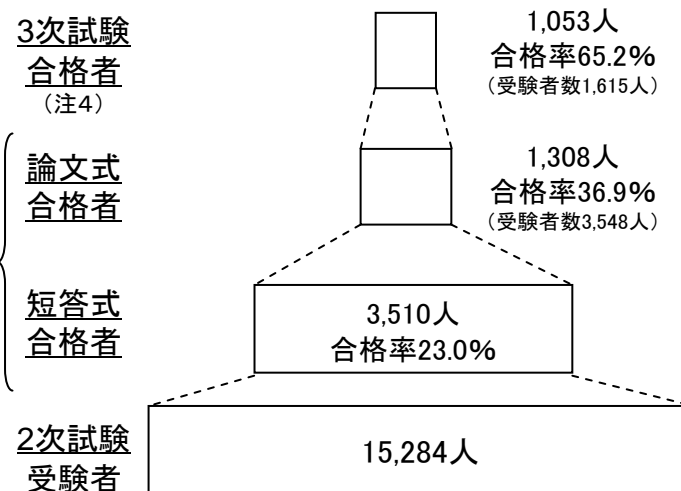
より高度で専門的(応用的・実務的)な能力が必要

現行試験及び旧試験の各段階における合格率について

(現行試験)

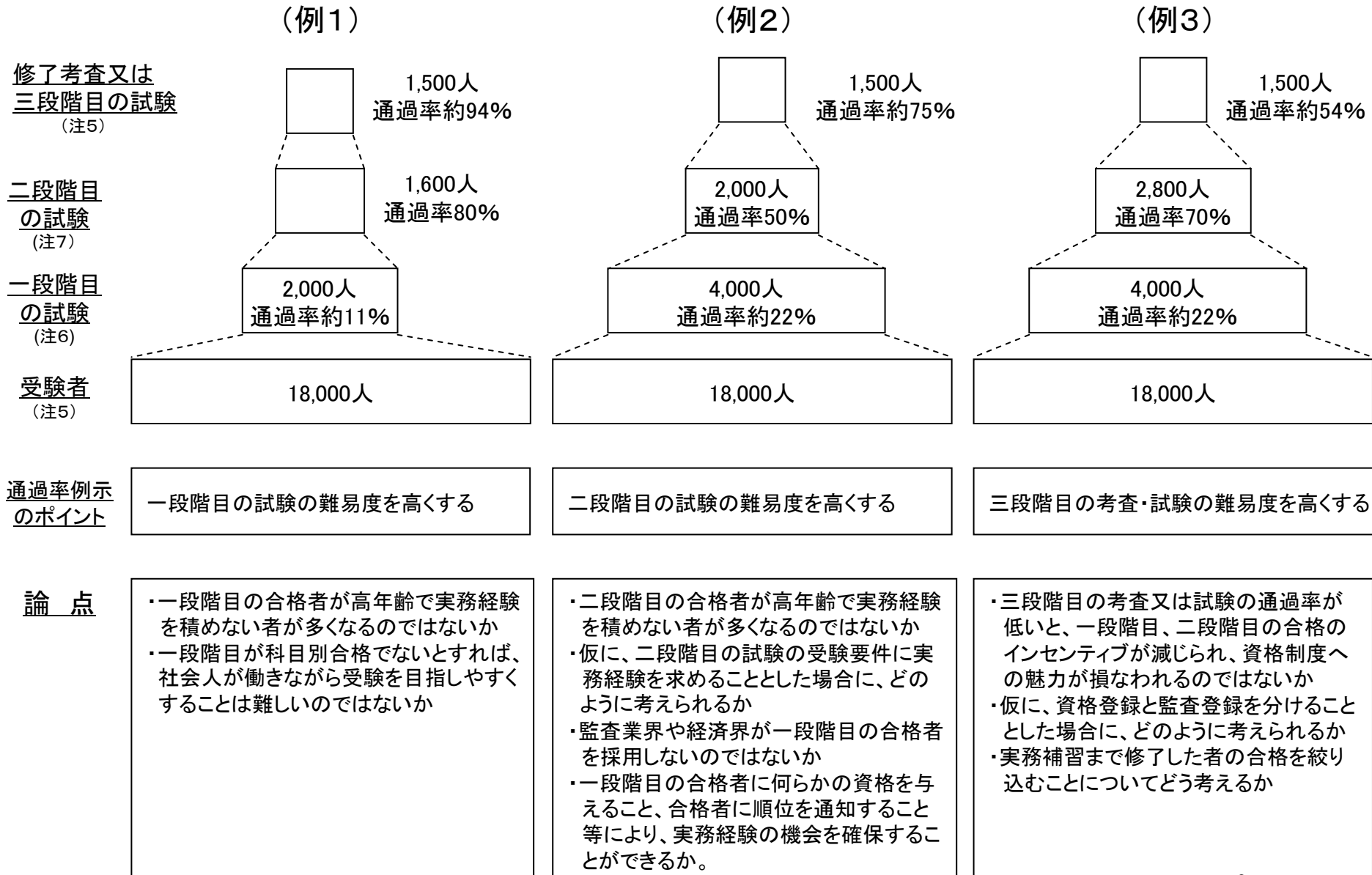


(旧試験 平成17年試験)



- (注1) 受験者は、平成22年第I回短答式試験受験者数。
- (注2) 短答式合格者は、平成22年第I回短答式試験合格者の2倍を想定。
- (注3) 論文式の受験者はその年の短答式試験合格者で前年・前々年の短答式試験合格者等からなる。論文式合格者及び修了考査は、平成21年の数値。
- (注4) 修了考査及び3次試験受験者は、論文式合格後、実務補習を受けなければならないこと等から、その年の論文式合格者が受験しているものではない。また、修了考査の受験者には、上記の現行制度下での論文式合格者に加えて、旧2次試験合格者で論文式試験に合格した者が含まれる。
- (注5) 受験者、最終合格者は現行制度の実績を基に仮置き。
- (注6) 合格率をベースに仮置きしたが、大学・大学院卒程度の一定点数以上の者を合格させるという考え方もある。
- (注7) 議論に資するため二段階目と修了考査(三段階目)の通過率の組合せを複数例示した。

試験の各段階における通過率について(例示)



※通過率は、その段階の試験の合格者数を前段階試験の合格者数(一段階の試験の場合は受験者数)で単純に除したもの。
前年以前の段階試験の合格者等がいるため、前段階試験の合格者数が次段階試験の受験者数とはならない。

試験科目等について

旧試験

| | | | | |
|---------|---------------|-------|--|--|
| 第2次試験 | 短答式 (1日間) | 必須科目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計学 (簿記、財務諸表論、 原価計算、監査論) ・ 商法 | 100点 |
| | 論文式 (3日間) | 必須科目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計学 (簿記) (財務諸表論) (原価計算) (監査論) | 800点 (200点) (200点) (200点) (200点) |
| | | | ・ 商法 | 200点 |
| | 選択科目 (2科目) | ・ 経営学 | 200点 | |
| | | ・ 経済学 | 200点 | |
| | | ・ 民法 | 200点 | |
| 計1,500点 | | | | |

| | | | | |
|-------|-------------|------|---|------|
| 第3次試験 | 筆記 (2日間) | 必須科目 | ・ 監査実務 | 400点 |
| | | | ・ 会計実務 | 700点 |
| | | | ・ 税実務 | |
| | | | ・ 分析実務 | 400点 |
| | | | ・ 論文 | 200点 |
| | | | 計1,700点 | |
| | 口述 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査実務、分析 その他の実務、 時事・経済 等 | |

現試験

| | | | |
|--------------------|------|---------|------|
| 短答式 試験 (1日間) | 必須科目 | ・ 財務会計論 | 200点 |
| | | ・ 管理会計論 | 100点 |
| | | ・ 監査論 | 100点 |
| | | ・ 企業法 | 100点 |
| ※年2回実施 計500点 | | | |

| | | | |
|--------------------|---------------|---|------|
| 論文式 試験 (3日間) | 必須科目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計学 (財務会計論) (管理会計論) | 300点 |
| | | ・ 監査論 | 100点 |
| | | ・ 企業法 | 100点 |
| | 選択科目 (1科目) | ・ 租税法 | 100点 |
| | | ・ 経営学 | 100点 |
| | | ・ 経済学 | 100点 |
| | | ・ 民法 | 100点 |
| | ・ 統計学 | 100点 | |
| 計700点 | | | |

| | | | |
|---------------|------|-----------|------|
| 修了審査 (2日間) | 必須科目 | ・ 監査 | 300点 |
| | | ・ 会計 | 300点 |
| | | ・ 税 | 300点 |
| | | ・ 経営 (IT) | 200点 |
| | | ・ 法規及び論理 | 100点 |
| 計1,200点 | | | |

論点

| | |
|-------------|---|
| 二段階目 の試験 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の論文式を選択科目を一般教養科目として見直し、一段階目に位置付けてはどうか。 ・ 監査の専門家や会計の専門家の候補者として、履修すべき専門科目をどうするか (例：会計学、監査論、企業法、法人税法) |
|-------------|---|

| | |
|-------------|---|
| 二段階目 の試験 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門科目に特化して、高度な応用能力を問う試験にしてはどうか。(例：応用会計学、応用監査論、応用企業法、応用租税法) |
|-------------|---|

| | |
|------|---|
| 修了審査 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査実務と税実務に特化することについてどう考えるか。 ・ 大学等での一般教養科目の履修を求めてはどうか。 |
|------|---|

主な試験科目免除制度について

旧制度(2次試験)

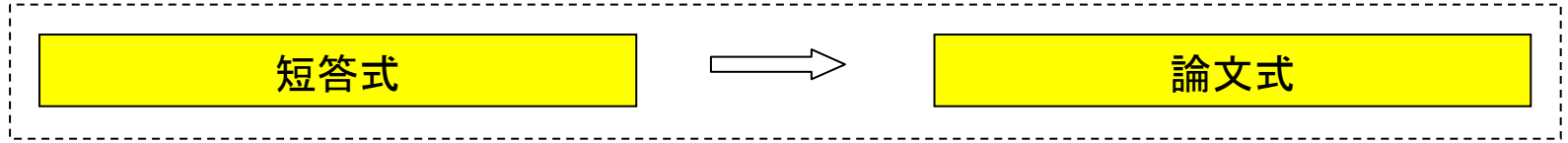
現行制度

論 点

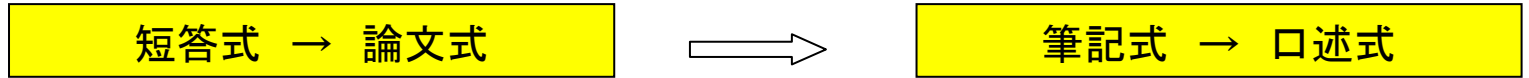
| 試験 科目 | 【短答式試験】 会计学 商法 | 【論文式試験】 会计学 商法 選択科目(2科目) ・経営学 ・経済学 ・民法 | 【短答式試験】 財務会計論 管理会計論 監査論 企業法 | 【論文式試験】 会计学、監査論 企業法、租税法 選択科目(1科目) ・経営学 ・経済学 ・民法 ・統計学 | — |
|-------------|---|---|--|---|---|
| 免除 制度 | | | | | |
| 共通の 免除制度 | | な し | <ul style="list-style-type: none"> ・短答式試験合格者に対する再受験免除制度(2年間) ・論文式試験における科目別再受験免除制度(2年間) | | <ul style="list-style-type: none"> ・働きながら合格できるようにするためにはどのような取扱いが適切か ・第1段階目の合格者に対する免除期間を無期限にすることについて |
| 実務経験者 等 | | な し | <ul style="list-style-type: none"> ・会計又は監査に関する事務等に7年以上従事した者:短答式(財務会計論) | | <ul style="list-style-type: none"> ・第2段階目の科目別合格者に対する免除期間を無期限にすることについて |
| 会計大学院 修士 | | な し | <ul style="list-style-type: none"> ・短答式(財務会計論・管理会計論・監査論) | | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな制度における会計専門職大学院修士に対する免除の取扱いをどうするか |
| 大学教授等 | <ul style="list-style-type: none"> ・商学に属する科目の教授・助教授・博士 :短答式(全科目)、論文式(会计学・経営学) ・法律学に属する科目の教授・助教授・博士 :短答式(全科目)、論文式(商法・民法) ・経済学に属する科目の教授・助教授・博士 :論文式(経済学) | | 基本的に同左 | | <ul style="list-style-type: none"> ・一律の免除制度には問題があるのではないか |

試験の実施方法について

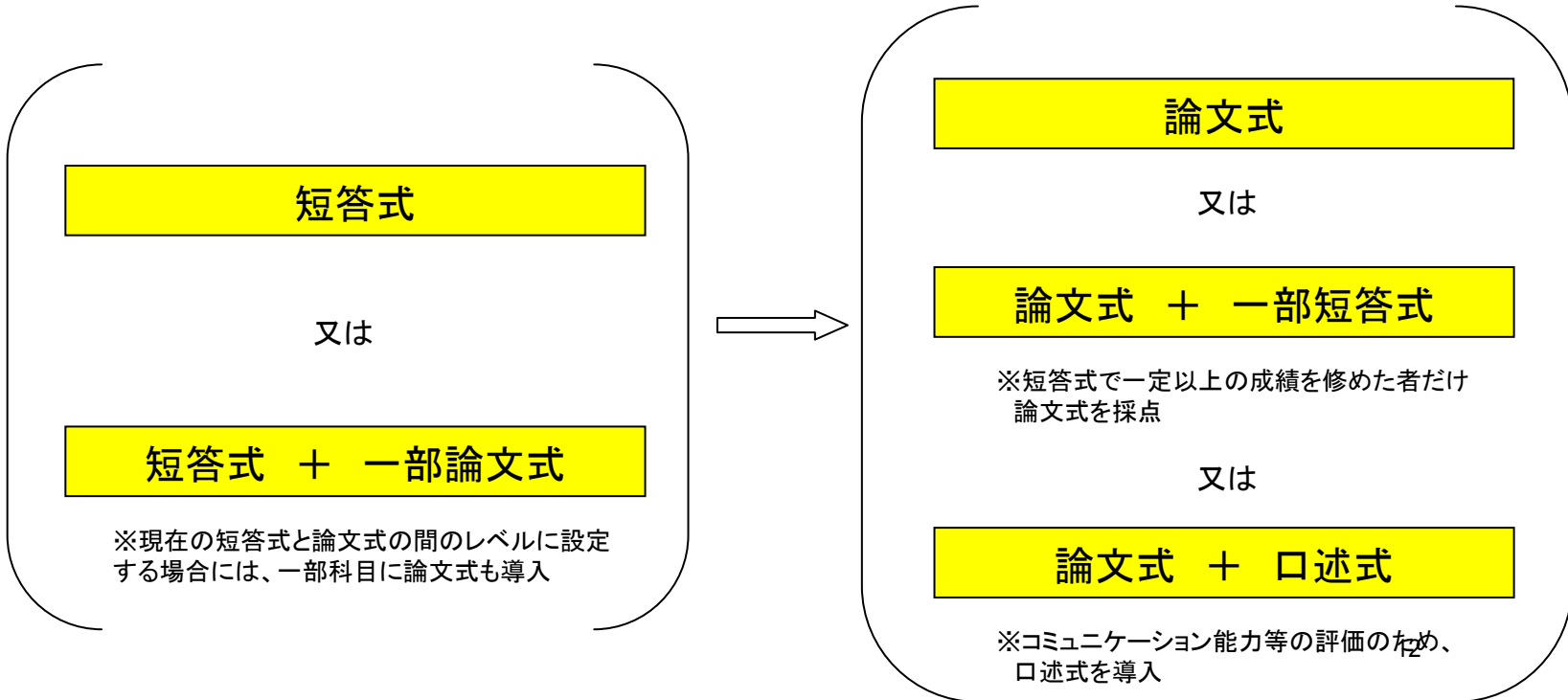
現行制度



旧制度



他のパターン



CPEについて

現行制度

論点

1. CPE義務者

登録できる者

公認会計士として
登録した者

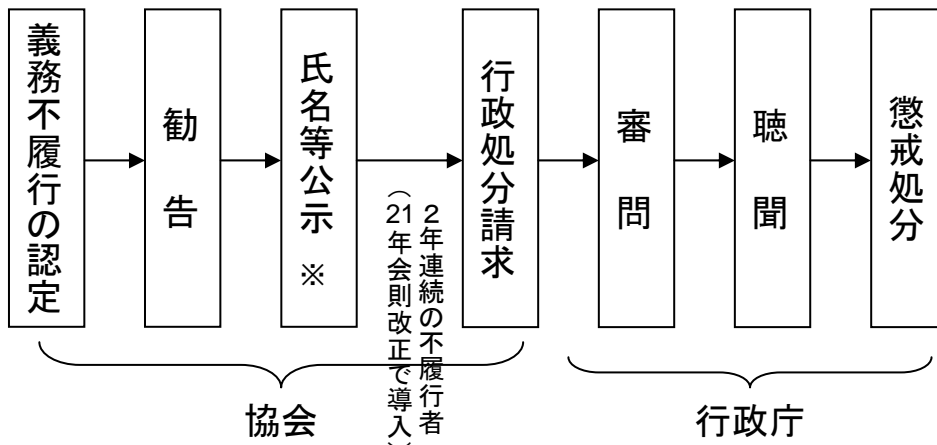
CPE義務なし

CPE義務あり(3年間120単位)

- ・監査業務とその他の業務で区別なし
- ・公認会計士と名乗らなければ免除あり

- ・業務内容(監査証明業務、コンサルタント業務、企業内業務等)に応じて、CPE時間や必修履修内容を区分することについてどう考えるか
- ・仮に、資格登録と業務登録の制度を導入する場合、それぞれのCPE義務をどのように考えるか

2. 義務不履行者への対処



- ・CPE義務の履行徹底を図るため、懲戒処分に替わる方法として、一定期間毎に、CPEの義務履行が協会により確認されない場合には、自動的に登録が停止され、その後、義務履行が協会により確認された段階で回復する制度についてどう考えるか

※「年間20単位要件」や「職業倫理2単位要件」の達成度合に応じて対象者を判断

CPEの単位数について

| | 公認会計士の名称使用 | 公認会計士の名称不使用 |
|--|--------------------------|----------------------|
| ①会計士法二条一項業務 ・監査証明 | 3年間120単位 | |
| ②会計士法二条二項業務 会計士が名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、 ・財務書類の調製 ・財務に関する調査、立案 ・財務に関する相談 | 3年間120単位 | |
| ③会計士法二条三項業務 ・監査の補助業務 | 3年間120単位 | 3年間120単位 |
| ④公認会計士の資格をもって行う他の専門業務 ・税理士 ・行政書士 など ※公認会計士未登録者はCPE義務なし | 3年間120単位 | 3年間120単位 |
| ⑤以下の事由により、公認会計士としての業務(①～④をいう)を行わない場合 【例】 ・議員 ・公務員 ・企業勤務者 (監査法人のグループ企業等の勤務者を除く) ・海外居住者 ・大学教員 ・会社経営者 ・他の資格業務に専念(弁護士等) ・負傷、疾病、産休、育休 ・監査法人等を定年退職した者 | 申請により年間20単位 (協会の自主規制) | 申請により免除 |
| ⑥高齢者特例 ・満80歳以上の者が行う、法定監査証明を除く全ての | 申請により免除 (協会の自主規制) | 申請により免除 (協会の自主規制) |

(注) 業務
軽減制度

・1事業年度を通じて、業務を行わない期間が一年以上ある、又は見込まれる場合には、期間に応じて研修の必要単位数を軽減